

2024年度（令和6年度）年次推計（2020（令和2）年基準改定）における 所得支出勘定等の概要について*

柿澤 佑一朗^{※1}

1. はじめに

国民経済計算（以下、「SNA」という）は、一国の経済について生産・分配・支出という経常取引から、資産・負債の取引、ストック残高に至るまで、包括的、整合的、統合的に記録する統計であり、国際連合で加盟国合意の下で採択された基準に基づき、各国政府等において作成されている統計である。

昨年（2025年）末に公表した「2024年度（令和6年度）年次推計」では、2020（令和2）年基準改定が行われた。「基準改定」は、我が国の国民経済計算（以下、「JSNA」という）において概ね5年おきに行っている作業であり、主な目的は約5年に1度作成・公表される「産業連関表」（総務省等）や「国勢統計」（総務省）、「住宅・土地統計」（総務省）といった大規模かつ詳細な構造統計を取り込み、JSNAの推計に最新の経済構造を反映させることである。また、それにあわせて推計手法の見直し・改善、定義概念の変更などを行っている。

本稿では、JSNAの「所得支出勘定」を中心に、2020（令和2）年基準改定を反映した2024年度年次推計の結果を概観する。本稿の構成は次の通りである。

第2節では、所得支出勘定の流れを説明する。第3節では、国民所得（要素費用表示）、国民可処分所得、国民貯蓄等について、第4節では、家計部門の可処分所得、貯蓄、貯蓄率について、各々2020（令和2）年基準改定の内容及び2024年度年次推計の結果をみていく。第5節では、所得支出勘定における家計貯蓄率等の見方について述べる。最後に第6節はむすびとする。

2. 所得支出勘定とは

所得支出勘定は、SNA体系における生産活動と消費活動を結ぶもので、生産の成果（付加価値）がどのような形（賃金、利潤等）で配分されたか、その配分された所得がどれだけ消費され、残りが貯蓄に回るのかを示す勘定体系である。金融機関、非金融法人企業、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の5つの制度部門ごとに勘定が記録されており、各勘定が相互に関連して、「所得の発生勘定」、「第1次所得の配

* 本稿作成にあたっては内閣府経済社会総合研究所内から有益なコメントを頂いた。御協力いただいた皆様、とりわけ、ともに基準改定作業に粘り強く取組んだ分配所得課各位にこの場を借りて心より御礼申し上げたい。なお、本稿の内容は、筆者が属する組織の公式の見解を示すものではなく、あり得べき誤り等内容に関し全ての責任は筆者にある。

^{※1} 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課課長補佐

分勘定」、「所得の第2次分配勘定」及び「現物所得の再分配勘定¹」と続き、最終的に「所得の使用勘定」で各制度部門の貯蓄が導かれる。

また、所得支出勘定の受取と支払の総額は同額となるため、各勘定にバランス項目（受取の総額から支払の項目の総額を引いたもの）が存在し、このバランス項目が次の勘定の源泉（もともと所有していた金額）として計上される。例えば、所得の第2次分配勘定では受取項目に「第1次所得バランス」が、所得の使用勘定では受取項目に「可処分所得」が計上され、このバランス項目の増減は次の勘定に影響する。具体的な勘定の流れは以下の通りである（P. 3の図表1もあわせてご参照いただきたい）。

- ・ **「所得の発生勘定」及び「第1次所得の配分勘定」**：生産過程への参加または生産のために必要な資産の貸借の結果として発生する所得がどのように配分されたかを示している。雇用者報酬（給与等）、営業余剰・混合所得（企業会計上の営業利益に比較的近い概念）、生産・輸入品に課される税（消費税等の間接税）及び（控除）補助金²に財産所得³の受払を加えることにより第1次所得バランス（概念的には再分配前の所得）を推計する。
- ・ **「所得の第2次分配勘定」**：第1次所得バランスをもとに、現物社会移転を除く経常移転の受払がどのように可処分所得に変換されるかを示している。第1次所得バランスに所得・富等に課される経常税（所得税等の直接税）、社会負担・社会給付（年金、児童手当等）及びその他の経常移転（寄付金、仕送り等）の受払を加えて可処分所得（家計でいえば、年金受取後・税引き後の所得）を推計する。
- ・ **「現物所得の再分配勘定」**：一般政府または対家計民間非営利団体から家計に現物移転が行われることにより、可処分所得がどのように調整可処分所得に変換されるかを示している。可処分所得に現物社会移転（社会保障制度の医療や介護における保険給付、義務教育に係る政府による教科書の購入費等）の受払を加えて調整可処分所得を推計する。
- ・ **「所得の使用勘定」**：消費概念の二元化⁴に対応して2通りの勘定があるが、どちらの使用勘定も、配分・再配分の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように振り向けられたかを示している。「可処分所得の使用勘定」は、「所得の第2次分配勘定」から導出される可処分所得から実際の支出負担である「最終消費支出」を差し引

¹ 「現物所得の再分配勘定」は家計、一般政府、対家計民間非営利団体のみ。

² 一般的に、(1) 一般政府から市場生産者に対して交付され、(2) 市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、(3) 財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金。

³ 金融資産や自然資源等の所有者がこれを貸借して、賃借人に使用せしめた場合に、貸借を原因として発生する所得の移転。例：利子、配当、土地の賃貸料等。

⁴ 最終消費は、各主体がその費用を負担するベースなのか、各制度単位がその便益を享受するベースなのかによって、二つの概念に分かれる（最終消費の二元化）。費用負担ベースの最終消費は「最終消費支出」、便益享受ベースの最終消費は「現実最終消費」と呼ぶ。例えば、政府が費用を負担している教育や保健衛生等に関する消費支出があった場合、これは政府の最終消費であり、家計の現実最終消費となる。

くことにより貯蓄を推計する。一方、「調整可処分所得の使用勘定」は、「現物所得の再分配勘定」から導出される調整可処分所得から実際の便益の享受である「現実最終消費」を差し引くことにより貯蓄を推計する（両者の貯蓄は同額）。こうした消費概念の二元化により、一国経済の分配の仕組み、とりわけ、政府と他の制度部門（主体）とのやりとりの関係を明らかにしている。

なお、各バランス項目（図表1の青い欄）は固定資本減耗⁵を控除する前の「総」ベースと、これを控除した後の「純」ベースがあり、JSNAでは両方を記録、公表しているが、所得支出勘定が付加価値から貯蓄に至る勘定であることに鑑みれば、固定資本減耗を控除した「純」による計数の方がSNAの概念上も、分析目的でもより適している⁶とされる。

図表1 所得支出勘定の概念図

(1) 所得の発生勘定

支払	受取
雇用者報酬	付加価値(純)
生産・輸入品に課される税 (控除)補助金	
営業余剰・混合所得(純)	

(2) 第1次所得の配分勘定

支払	受取
	営業余剰・混合所得(純)
	雇用者報酬
	生産・輸入品に課される税 (控除)補助金
財産所得	財産所得
第1次所得バランス	

(3) 所得の第2次配分勘定

支払	受取
	第1次所得バランス
所得・富等に課される経常税	所得・富等に課される経常税
純社会負担	純社会負担
現物社会移転以外の社会給付	現物社会移転以外の社会給付
その他の経常移転	その他の経常移転
可処分所得	

(4) 現物所得の再分配勘定

支払	受取
	可処分所得
現物社会移転	現物社会移転
調整可処分所得	

(5) 所得の使用勘定 (調整可処分所得)

支払	受取
	調整可処分所得
現実最終消費	
年金受給権の変動調整	年金受給権の変動調整
貯蓄	

(可処分所得)

支払	受取
	可処分所得
最終最終消費	
年金受給権の変動調整	年金受給権の変動調整
貯蓄	

⁵ 建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等の固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額。後述するが、実際に推計することが難しいものの1つ(UN等(2025a))とされる。

⁶ UN等(2025a)。

3. 所得支出勘定(国民所得・国民可処分所得の分配)の改定状況等について

前節で紹介した所得支出勘定の「第1次所得の配分勘定」と「所得の第2次分配勘定」の分類項目を「雇用者報酬」、「財産所得」、「企業所得」に集約して、所得の分配状況を見やすい形に組替表示しているのが、J SNAの「主要系列表2 国民所得・国民可処分所得の分配」である。

主要系列表2では、集約した先の3項目の合計値が「国民所得(要素費用表示⁷)」(図表2の3.)として示される。これに、「生産・輸入品に課される税」及び「補助金(控除)」(＝純間接税)を加えると「国民所得(市場価格表示⁸)」(図表2の4.)となる。さらに「その他の経常移転」の純受取額が加わると「国民可処分所得」(図表2の5.)となり、国民可処分所得から最終消費支出を引いた残りが「国民貯蓄」となる。

$$\begin{aligned} & \text{国民所得(要素費用表示)} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金} \\ & = \text{国民所得(市場価格表示)} (A) \\ & (A) + \text{その他の経常移転の純受取} = \text{国民可処分所得} (B) \\ & (B) - \text{最終消費支出} = \text{国民貯蓄} \end{aligned}$$

図表2 GDP・国民所得等の概念図

1. GDP(国内総生産、支出側)			
最終消費支出		総資本形成	純輸出
2. GDP(国内総生産、生産側)			
国内要素所得			純 間 接 税
雇用者報酬	営業余剰		
※純間接税＝生産・輸入品に関する税－補助金			
3. 国民所得(NI、要素費用表示)			
雇用者報酬		企業所得	財産所得
4. 国民所得(NI、市場価格表示)			
国民所得(要素費用表示)			純間接税
5. 国民可処分所得			
b	a		
a: 海外からの所得の純受取 b: 海外からのその他(所得以外)の経常移転(純)			
6. 国民総所得(GNI)			
a	国内総所得		

⁷ 各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用(雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び固定資本減耗)による評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金(控除)を含まない価格表示のこと。本稿では、特段の断りがなければ「国民所得」は要素費用表示を指すこととする。

⁸ 市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税及び補助金(控除)を含んだ価格表示のこと。

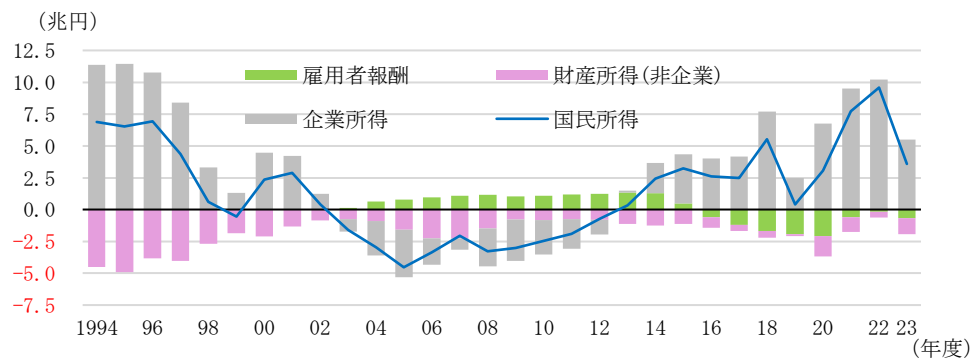
以下、主要系列表2の2020年基準への改定状況及び2024年度年次推計の結果についてみていく。

(国民所得(要素費用表示))

国民所得の改定状況をみると、大まかな傾向として、1990年代は上方改定、2000年代は下方改定、2013年度以降は上方改定となった。改定状況の内訳をみると、「企業所得⁹」の改定状況(図表3の灰色棒グラフ)で概ね説明が可能であり、その主たる改定要因は「営業余剰・混合所得」の改定である。背景には、産業連関表や住宅・土地統計といった構造統計を反映した「持ち家の帰属家賃¹⁰」と「固定資本減耗」の改定がある。

- ・ **持ち家の帰属家賃の改定**：「令和5年住宅・土地統計調査」において家賃単価が上昇したこと等により上方改定したもの。
- ・ **固定資本減耗の改定**：「令和3年経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)における把握の拡充等を取り込んだ「令和2年(2020年)産業連関表」等を反映した結果。営業余剰・混合所得の算出過程で固定資本減耗を控除する。

図表3 国民所得の改定状況



(国民可処分所得・国民貯蓄)

続いて、**国民可処分所得の改定状況**をみると、概ね「営業余剰・混合所得」と連動して改定(図表4の黄色棒グラフ)していることが分かる。「営業余剰・混合所得」の改定要因は、先ほど国民所得の項で述べた通りである。

次に、**国民貯蓄(=国民可処分所得-最終消費支出)の改定状況**をみると、2018年度までは国民可処分所得の改定と概ね連動し、2019~2022年度は「国民可処分所得の上方改定(図表5の緑色棒グラフ)」と「最終消費支出の上方改定(図表5の灰色棒グラフ)」が概

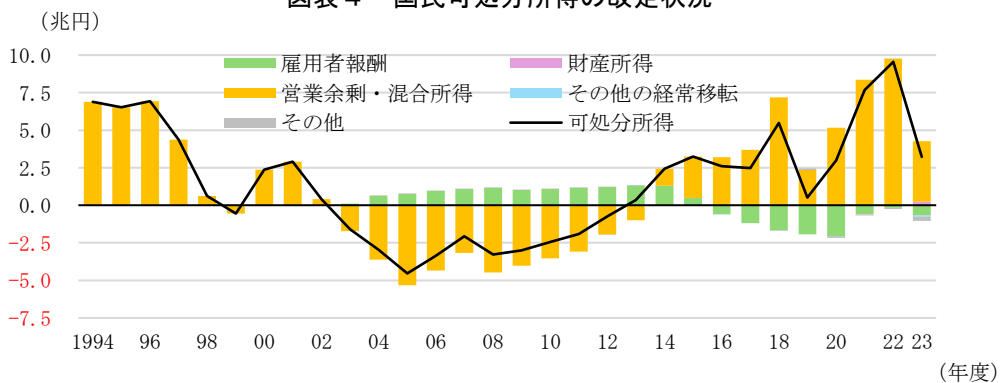
⁹ 民間法人企業、公的企業(非金融法人、金融機関)及び個人企業の営業余剰・混合所得に財産所得の純受取(但し、個人企業及び持ち家については支払利子、支払賃貸料のみ)を加えたもの。企業部門の「第1次所得バランス」を指す。

¹⁰ SNAでは、持ち家の所有者は自分自身に対して住宅賃貸を営むものと擬制的に扱うことから、家計最終消費支出では持ち家の所有者が自分自身に対して家賃を支払う(帰属家賃を消費する)と記録し、修繕費や減価償却等を除いた利益相当分は、個人企業(SNAの制度部門では家計に内包)の所得(営業余剰・混合所得)として記録される。

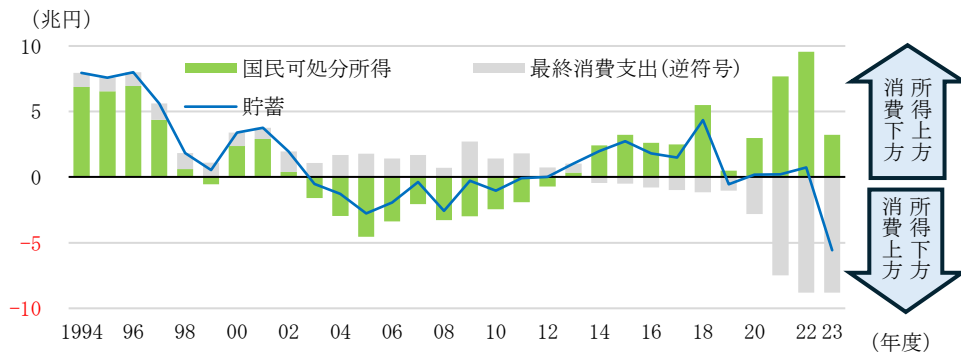
ね相殺して比較的小幅改定となっている。但し、2023年度は国民可処分所得を構成する営業余剰・混合所得の上方改定が鈍化したことで、最終消費支出が国民貯蓄を引き下げる力の方が上回り、国民貯蓄は5兆円超の下方改定となった。

なお、2020年度以降の改定は、「令和5年住宅・土地統計調査」を反映した持ち家の帰属家賃の影響が国民可処分所得と最終消費支出をともに上方改定させる形となった。すなわち、国民貯蓄を算出する際の被減数（国民可処分所得）と減数（最終消費支出）をともに上方改定させ、国民貯蓄に対して上方改定・下方改定、双方に寄与することとなった。この点は第4節でも触れる（P. 9）。

図表4 国民可処分所得の改定状況



図表5 国民貯蓄の改定状況



（国民所得等の2024年度の動向）

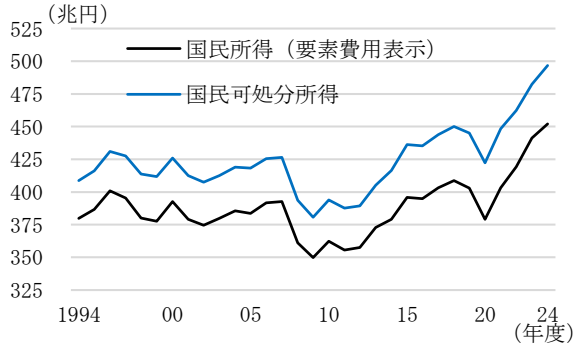
ここでは、2024年度年次推計からみた国民所得等の動向について概観する。

2024年度の国民所得は、前年度比2.4%増の452兆円となった（図表6）。4年連続の対前年度比増となり、水準は比較可能な1994年度以降の既往ピークとなった。営業余剰の前年度比減により企業所得が4年ぶりに減少に転じたものの、国民所得の大宗を占める雇用者報酬が近年の賃上げの進展等を背景に堅調に増加したこと等が国民所得全体を押し上げた。

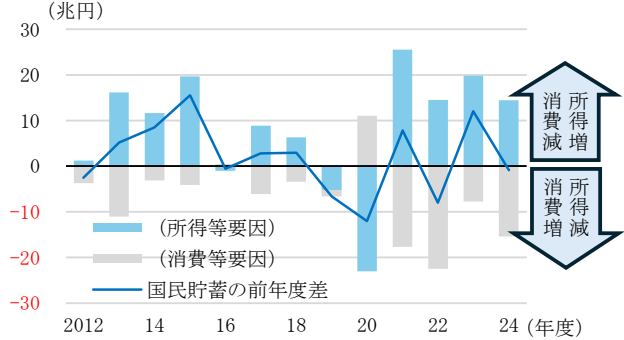
国民可処分所得は、前年度から14兆円増の497兆円となった（図表6）。国民所得と同様、4年連続の対前年度比増となり、水準は1994年度以降の既往ピークとなった。

国民貯蓄は、「国民可処分所得の増加」と物価上昇等を背景とした「名目最終消費支出の増加」が引き合う形となり、僅かながら対前年度比減少となった（図表7）。2021年度以降、所得と消費の増加が引き合う形で、前年度比の増減は一進一退が続いている。

図表6 国民所得等の推移



図表7 国民貯蓄の前年度差



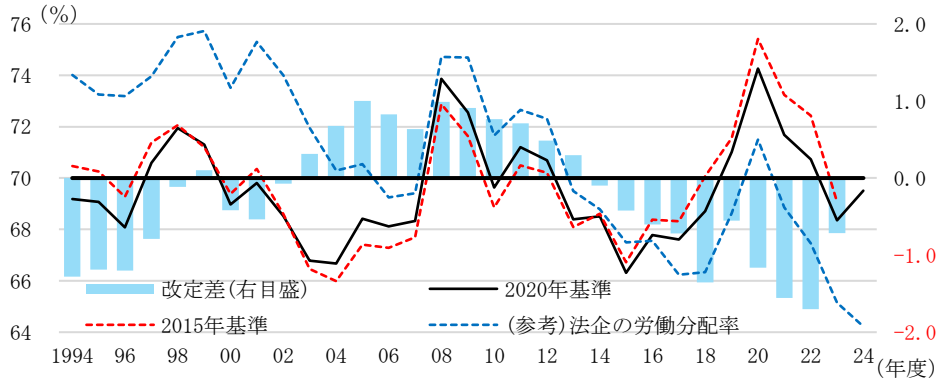
(労働分配率)

「主要系列表2 国民所得・国民可処分所得の分配」では、国民所得に占める雇用者報酬の構成比、すなわち**労働分配率の動向**を確認することができる。

労働分配率の改定状況を見ると、分母となる国民所得の改定状況と概ね逆相関している（図表8の水色棒線グラフを上下逆転させると、P. 5の図表3の折れ線と概ね同じ形となる）。足下の動向を見ると、2023年度までは国民所得（分母）が雇用者報酬（分子）の増加を上回って推移しており、労働分配率は対前年度減少となっていたが、2024年度は雇用者報酬（分子）の増加幅拡大により、労働分配率は4年ぶりの対前年度比増となった（図表8の黒い折れ線）。

なお、法人企業統計ベースの労働分配率¹¹（図表8の青点線の折れ線）と比較すると、水準差はあるものの比較的類似した動きで推移している。しかし、2024年度は方向性に違いがみられ、その要因としては両統計のカバー範囲の違い¹²が影響していると考えられる。

図表8 労働分配率の改定状況等



¹¹ 金融・保険業を除く全産業のデータを使用して作成。人件費を付加価値で除して算出。

¹² J S N Aは、例えば、官公庁、私立大学などの対家計民間非営利団体を含む。

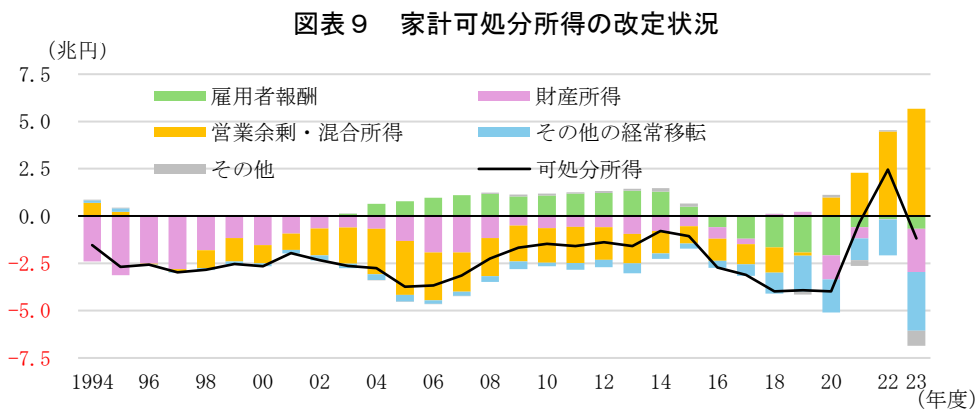
4. 家計可処分所得・家計貯蓄等の改定状況等について

SNAにおける家計部門の所得支出勘定は、家計がどのように所得を得て、それを消費や貯蓄にどのように配分しているかを体系的に示すものであり、家計の所得環境等を分析するための有用な情報を提供している統計データの1つといえるだろう。

ここでは、その中でも重要な経済指標といえる家計の可処分所得、貯蓄及び貯蓄率について、2020年基準への改定状況及び2024年度年次推計の結果をみていく。

(家計可処分所得・家計貯蓄等)

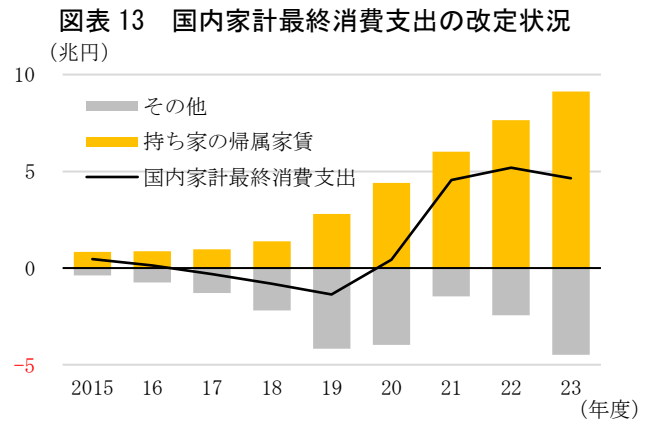
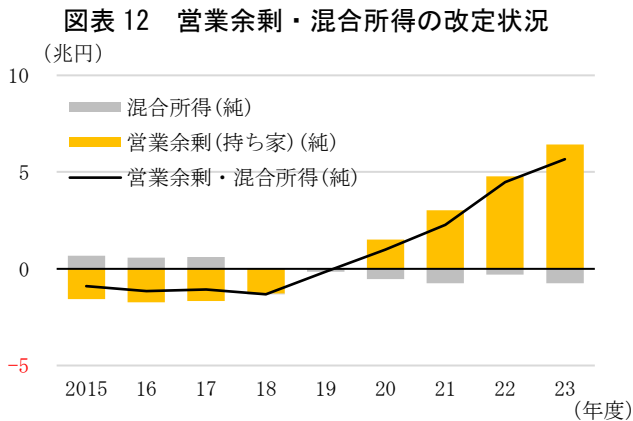
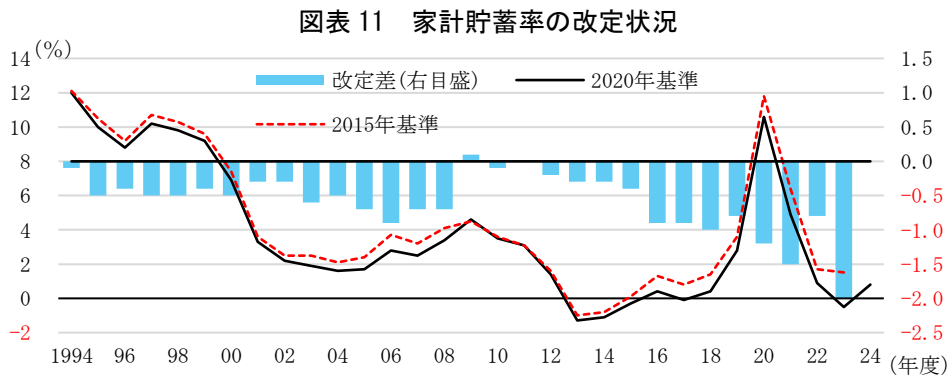
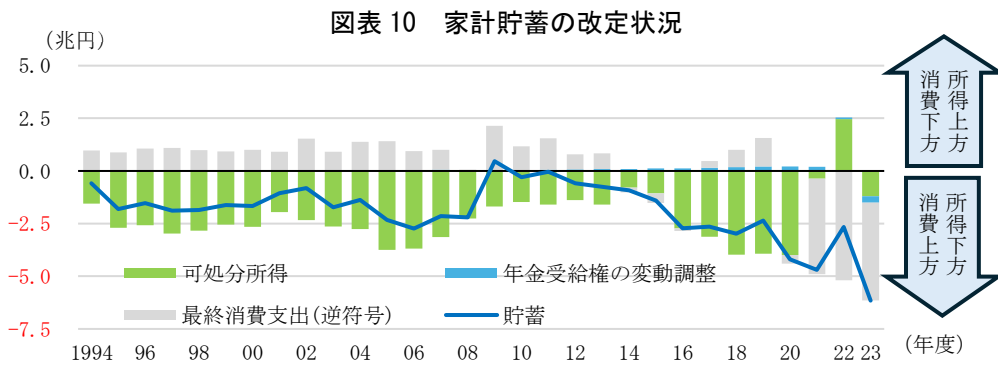
家計可処分所得の改定状況をみると、2022年度を除き、総じて下方改定となった(図表9)。各内訳項目の主な改定要因は次の通りである。



- ・ 雇用者報酬は、その大宗を占める「賃金・俸給」が、「毎月勤労統計調査」のサンプル入替え等の影響を取り込み、賃金単価を更新したこと等によるもの。
- ・ 営業余剰・混合所得は、「令和2年(2020年)産業連関表」等を反映した固定資本減耗の影響及び「住宅土地統計」等の反映により、持ち家住宅の帰属家賃が改定¹³されたことによるもの。
- ・ 財産所得は、基礎データの捕捉範囲の拡充及びサンプル調査に基づく推計から個別企業の財務諸表等の積上げ推計に変更するなど、精緻化を図ったことによるもの。
- ・ その他の経常移転は、「令和2年(2020年)産業連関表」における生命保険等の扱い変更に伴うもの。

¹³ P. 5の脚注10参照。

家計貯蓄及び家計貯蓄率（家計貯蓄/家計可処分所得等）は、家計可処分所得に連動する形で総じて下方改定となっている。2021年度以降は「住宅土地統計」等を反映した「持ち家の帰属家賃」の影響による家計最終消費支出の上方改定が、家計貯蓄の下方改定に寄与（図表10の灰色棒グラフ）しており、その結果、2023年度の家計貯蓄及び家計貯蓄率はマイナスに転じた（図表11）。（国民可処分所得・国民貯蓄）の項（P. 5、6）でも触れた通り、持ち家の帰属家賃の改定は、家計可処分所得（うち営業余剰・混合所得）と家計最終消費支出の2つの経路を通じて家計貯蓄に対して上方改定・下方改定、双方に寄与したことになる（図表12、13）。



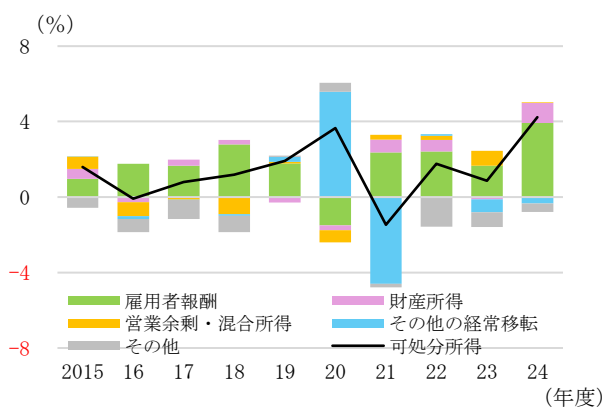
(家計可処分所得・家計貯蓄等の2024年度の動向)

ここでは、2024年度年次推計からみた家計可処分所得等の動向について概観する。

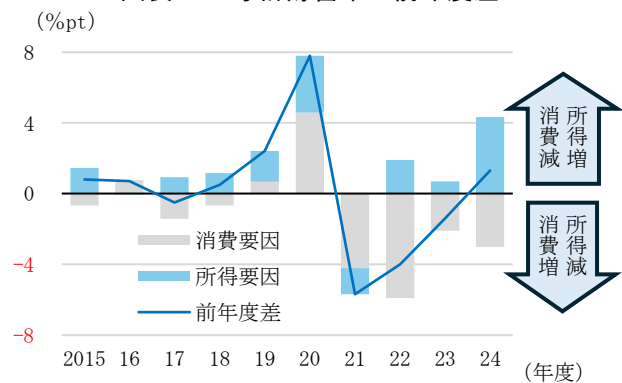
2024年度の家計可処分所得は、前年度比4.2%増の333兆円となった。3年連続の対前年度比増となり、水準は比較可能な1994年度以降の既往ピークとなった。家計可処分所得の大宗を占める雇用者報酬の増加が大きく寄与している(図表14)。

家計貯蓄及び家計貯蓄率は、物価上昇等を背景とした「名目家計最終消費支出の増加」を賃上げの進展等による「家計可処分所得の増加」が上回ったことから、4年ぶりの対前年度差増となり(図表15)、2年ぶりにマイナスからプラスに転じた。

図表14 家計可処分所得の前年度比寄与度



図表15 家計貯蓄率の前年度差



5. 所得支出勘定における家計貯蓄率等の見方について

SNAは、国際比較を可能とするため、特有の概念や推計方法が国際基準¹⁴に規定されており、所得支出勘定における家計可処分所得、家計貯蓄及び家計貯蓄率を見る上では、次の点に留意が必要となる。

(キャピタルゲイン所得¹⁵は反映されない)

- ① 前述の通りSNAの所得支出勘定は、生産の成果(付加価値)がどのように配分されたかを示す勘定体系であるため、その過程で導き出される(家計の)可処分所得や貯蓄には、生産によって形成された所得ではない株式、為替による含み益や売却益(キャピタルゲイン)等の価格変化による増減は反映されない。

¹⁴ UN等(2025a)。以後、本文に「国際基準」とあればUN等(2025a)を指す。

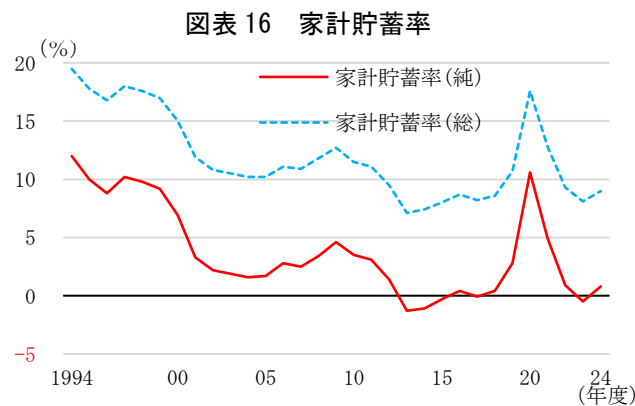
¹⁵ 株の売買益等のキャピタルゲインは、SNA統計では調整勘定に記録される。

(市場で観測されない取引を帰属計算している)

- ② 持ち家の帰属家賃の扱い：持ち家の所有者は、自分自身に対して住宅賃貸を営むものと擬制的に扱うことから、家計最終消費支出では、持ち家の所有者が自分自身に対して家賃を支払う（帰属家賃を消費）と記録し、修繕費や減価償却等を除いた利益相当分は、個人企業（SNAの制度部門では家計に内包）の所得として記録している。
- ③ 固定資本減耗の扱い：付加価値の一部は、生産活動における使用に伴って固定資本が減価する（生産過程で失われる）分と見なされるため、国際基準では固定資本減耗を控除した「純」概念で記録することが適切とされている。

上記③を補足すると、固定資本減耗は「市場で観測されない擬制的な計数」、「一般的に計数がかなり大きいもの」、「実際に推計することが難しいものの1つ」¹⁶であり、国際比較が相対的に難しいとされている。このような背景から、国際基準では、固定資本減耗を控除する前の「総」ベースとこれを控除した後の「純」ベースの貯蓄を両方とも掲載することとされており、J SNAもそれに従い2種類の計数を公表している。

家計貯蓄率（純）と家計貯蓄率（総）を比較すると、概ね並行して推移しており、方向性を確認する上での違いはみられないが、水準は均して約8%pt（約28兆円分）の差が生じている（図表16）。前者は2013年度以降にマイナスとなる場面もあるが、後者は7%を下回ったことはなく、固定資本減耗の扱いを変えることで2つの指標はユーザーに対して異なる印象を与える可能性がある。

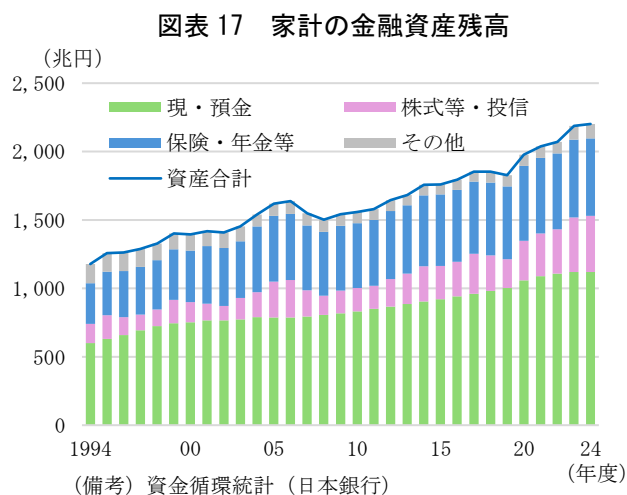


図表16をみると、家計貯蓄率は、世界金融危機(2008, 2009年頃)やコロナ禍(2020年頃)といった経済(消費)活動が停滞した時期に上昇している一方で、経済(消費)活動が活発になると、低下する傾向も見られる。

また、例えば、同じくSNA体系の一部を構成し、金融取引や金融資産・負債を記録し

¹⁶ UN等(2025a)。

ている資金循環統計（日本銀行）では、所得支出勘定で記録しない株高等を背景に家計が保有する金融資産は、2,000兆円を上回る水準で推移し、近年は既往ピークの更新が続いている（図表17）。



以上のことから、マクロの経済指標であるSNAの家計貯蓄率については、その水準の高低のみをもってミクロの家計の所得環境や資産状況等を判断することは必ずしも適切とは言えず、賃金、物価、消費など他の経済指標とあわせてみることで見え方は変わってくる点にも留意が必要である。

SNA統計の利用に際しては、こうした性質を正確に理解することが重要である。

コラム1 F I S I M¹⁷が家計部門に与える影響について

2024年は日本銀行が政策金利を引上げ、我が国が「金利のある世界」に移行し始めた年である。金利は、金融機関の収益構造に影響するほか、預金金利や住宅ローン金利などの変化を通じて家計部門に影響するため、長期にわたる超低金利環境下では意識されにくかった利子の役割が注目され始めている。ここでは、こうした金利の環境変化を踏まえて、SNA特有の概念である「間接的に計測される金融仲介サービス」(F I S I M)の仕組みを整理した上で、家計部門の所得支出勘定との関係について概説する。

(F I S I Mの仕組み)

一般的に金融仲介とは、銀行等の金融機関が「遊休資金で利子を得たいと考える主体(預金者)」から預金を受け入れ、「資金を必要とする主体(資金の借り手)」へ貸出すプロセスをいう。これにより、銀行等は、資金の運用(貸出サービス)や調達(預金サービス)にかかる様々なコストやリスクを肩代わりすることで、前者が後者に資金を貸すことを可能とする「金融仲介サービス」を提供していることとなる。このサービスは、明示的に手数料を課さずとも、預金者(銀行への資金の貸し手)に対しては他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる者(銀行等からの借り手)に対してはより高い利子率を課すことによって、その利子率の差(利ざや)で対価を得ている。すなわち、銀行等はこの差額をもって、預金者と借り手に対して暗黙的な手数料(implicit service charge)を課していることとなる。この暗黙的に課された手数料(対価)は、預金金利と貸出金利との間に参照利子率¹⁸という概念上の利子率を設けて、それらの利子率の差(利ざや)により間接的な測定方法を用いて帰属計算する。SNAでは、これを金融仲介サービス(F I S I M)の産出として記録し、産出されたF I S I Mの需要先として、家計や企業等が銀行等からこのサービスを消費していると擬制することで、金融仲介サービスを付加価値が発生する活動として捉えている(GDPに反映)。

(家計部門への影響)

続いてF I S I Mが家計部門へ与える影響¹⁹についてみていく。

- ・ **利子の受取**： 現実に観測される利子の受取に、「参照利子率と預金利子率の差×調達資金残高(貸し手側F I S I M)(図表Iの①)」分が加算(増加)された「F I S I M調整後の受取利子」が記録される。

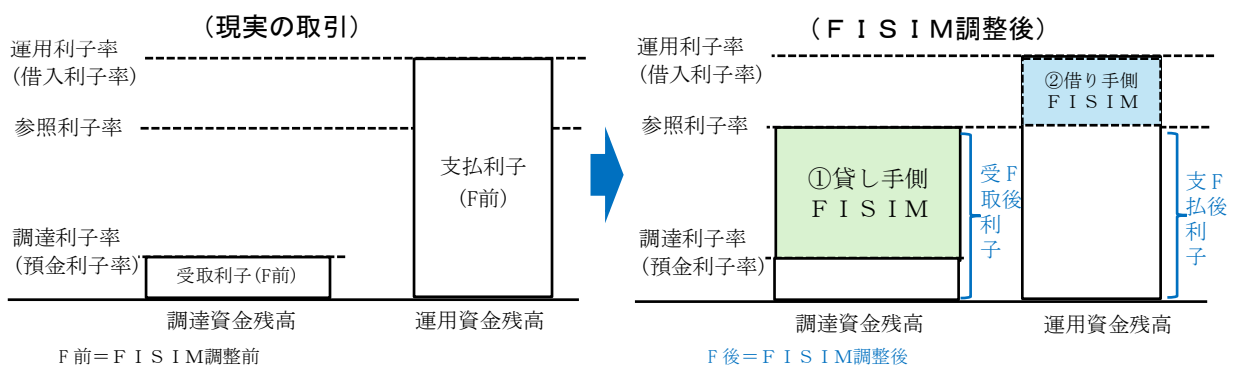
¹⁷ (貸出及び預金に対する利子に関連して提供される)間接的に計測される金融仲介サービス(Financial Intermediation Services Indirectly Measured)。J SNAでは2005年(平成17年)基準改定時に本系列へ導入。

¹⁸ 銀行等の預金取扱機関向けの利息額及び残高をもとに推計する貸出利子率と預金利子率の間にあるとされる利子率。例えば、銀行等による金融仲介が存在しないと仮定した世界で、最終的な資金の貸し手(例：預金者)と借り手(例：企業)の間で直接資金の貸借がなされる場合に適用されると考えられる理論上の利子率。

¹⁹ ここでは家計部門(消費者)を念頭に説明している。

- ・ **利子の支払**： 現実に観測される利子の支払いから「借入利率と参照利率の差×運用資金残高（借り手側F I S I M）（同②）」分が控除（減少）された「F I S I M調整後の支払利子」が記録される。
- ・ **可処分所得への影響**： F I S I M調整後の受取利子が増額し、支払利子が減額するため、受取から支払を引いた財産所得の利子の純受取が「貸し手側F I S I Mと借り手側F I S I Mの和（同①+②）」分増加し、可処分所得が同額増加する。
- ・ **最終消費支出への影響**： 前述の通り、現実の利子と参照利率の差（貸し手側F I S I Mと借り手側F I S I Mの和）、すなわち金融仲介サービスの産出（利ざや）を家計が消費していると擬制するため、最終消費支出は、財産所得の利子の純受取（同①+②）と同額増加する。
- ・ **家計貯蓄への影響**： 「家計貯蓄 = 家計可処分所得等 - 最終消費支出」の被減数、減数ともに「同①+②」分増額するため、影響しない。
- ・ **家計貯蓄率への影響**： 「家計貯蓄率 = 家計貯蓄/家計可処分所得等」の分母だけが「同①+②」分増額するため、F I S I Mの配分によって水準が低下²⁰する。

図表 I F I S I Mのイメージ図（家計）



近年、日本では「金利のある世界」への移行が着実に進展しつつあり、家計にとっても、預金金利や借入金利の変化が及ぼす影響は今後高まっていく可能性がある。家計部門の所得支出勘定は、そうした影響を包括的に捕捉する上で有用な統計データだといえるが、利用に際しては、SNAにおける利子、とりわけ預金や貸出・借入に係る利子の概念は、一般的な利子とは異なることを理解した上で参照する必要がある。

²⁰ 筆者が機械的に試算したところ、F I S I Mの配分が家計貯蓄率を押し下げる影響は、1994年度以降の平均で約0.14%ポイント。

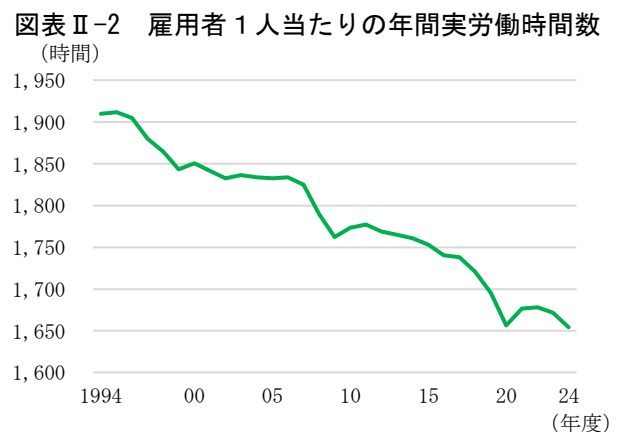
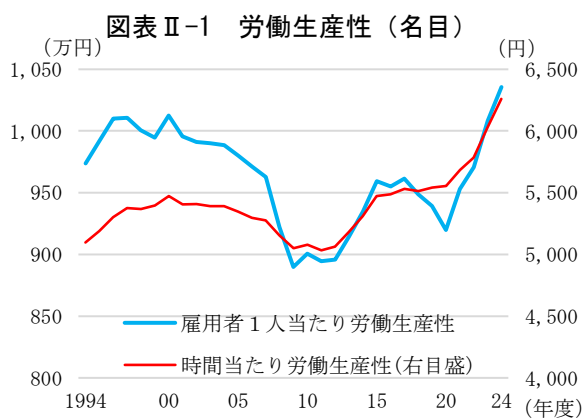
コラム2 JSNAの雇用者数、労働時間数(付表3)について

SNA統計の代表的な指標であるGDPは、人口や労働に関するデータと関連させることでより有用な分析を行うことが可能となる。例えば、GDPを人口で割った「一人当たりGDP」は、一般的にその国の生活水準と強い相関があるとされている。また「時間当たり労働生産性」は、生産の効率性を示す重要な指標であり、国際基準では「総労働時間数は生産性を測定する上で最も推奨される指標である」としている。

そこで、JSNAでは、SNAの定義、概念に整合的な労働投入指標²¹として、「経済活動別の就業者数・雇用者数、労働時間数(付表3)」を作成・公表²²している。これは、「付表2. 経済活動別の国内総生産・要素所得」に関連して、経済活動別の労働投入量を年間平均就業者数・雇用者数と雇用者の労働時間数の形で示したものであり、国際比較の観点から関心の高い労働生産性等の分析に資するものである。

実際に、名目GDPを「付表3のデータから算出した労働投入量」で除した**名目の労働生産性の推移**をみると、2024年度は「雇用者1人当たり労働生産性」、「時間当たり労働生産性(マンアワーベース)」ともに、比較可能な1994年度以降の過去最高水準となった(図表II-1)。

また、付表3は生産性の測定だけでなく、そこに記録された計数自体に情報価値があるといえる。例えば、付表3にある**雇用者1人当たりの年間実労働時間数(年度)の推移**を見ると、2024年度は約1,654時間と、比較的多くの雇用調整が行われたコロナ禍も含めて1994年度以降で過去最短となった(図表II-2)。長期的な減少傾向の背景には、「パートタイム労働者比率の高まり」や「2010年代後半の働き方改革の広がり」²³があるとされている。2024年度は、同年から時間外労働の上限規制が適用された「運輸・郵便業」等の減少が寄与しているものと考えられる。



²¹ SNAで定義される労働時間と整合的になるよう、仕事ベースとしている。「仕事ベース」とは、いくつかの仕事を兼ねている者、例えば自営業主を本業としながら、副業として雇用者でもある者、あるいは2か所の事業所に雇用されているような者については、2人と数える。『国勢調査』など、1人を一つの就業に限定して数えているような調査から得られる計数とは異なる。

²² 労働者数・労働時間等の計数作成は、筆者が属する分配所得課が担当。

²³ 内閣府(2025d)。

なお、J SNAでは、参考系列ではあるが、雇用者に自営業主・家族従業者を加えた「**就業者の労働時間**」²⁴も公表している。これにより、経済全体及び経済活動別の労働投入量、すなわち「総労働時間（就業者数×就業者の労働時間）」を把握することが可能となっている。

今後の課題としては、例えば、副業の動向を正確に把握するなど、推計で利用する基礎統計の可用性を高めていく取組が重要であると考えており、労働関連統計等の所管官庁とも連携しながら、労働生産性等の分析・研究に資するデータの整備を進めていきたい。

コラム3 四半期勘定の拡充について

本コラムでは、「2024年度（令和6年度）年次推計」において新たに公表した「非金融法人企業」、「金融機関」、「対家計民間非営利団体」の所得支出勘定（第1次所得の配分勘定以降）の四半期勘定について紹介する。

従前よりJ SNAでは、5つの制度部門のうち「一般政府」及び「家計」については、四半期系列（原系列）を整備しており、国際比較の代表的なプラットフォームの1つであるOECDデータベースに登録している。また、家計については、参考系列ではあるが「家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報」を年に4回作成・公表しており、その中で季節調整系列も作成・公表している。

四半期勘定の整備については、もとより国際基準において「四半期ごとの制度部門勘定を編纂することが奨励」されていることに加え、「第IV期公的統計基本計画²⁵」に「制度部門別勘定の更なる整備について、海外の状況や国内の研究、ニーズを踏まえつつ検討し、次期基準改定までを目途に結論を得る。」との記述が盛り込まれていたこともあり、残りの3制度部門について、その作成可能性等の検討を行ってきたものである。

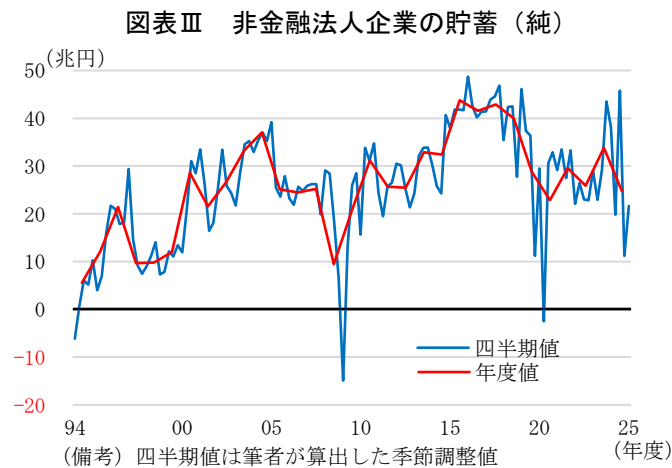
これらについて検討、試算を重ねた結果、「固定資本減耗」の四半期情報が不足していることが課題として残ったが、その点は一定の仮定において暦年値を分割する方法で対応することとなった。こうして、J SNAの所得支出勘定（第1次所得の配分勘定以降）は、全ての制度部門別において年度値、暦年値、四半期が整備されるに至った。

²⁴ 公表値は2005-2024暦年のみ。

²⁵ 統計法（平成19年法律第53号）に基づき、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、おおむね5年ごとに策定。第IV期計画は2023年（令和5年）3月28日閣議決定。

ここでは、非金融法人企業のデータを例示として、新たに公表された四半期勘定のデータを実際にみている。所得支出勘定の最終バランス項目である貯蓄（純）について、新たに公表した四半期値を年度値と比較してみると、年度値は、世界金融危機、コロナ禍といった経済的なショックや景気の局面転換が生じた場合でも1年分の平均ないし合算として均されてしまい、四半期値に比べ上下動の幅が小さい（図表Ⅲ）。一方、四半期別のデータであれば、世界金融危機やコロナ禍が与えたショックの深さを確認することができる上、経済動向の変化のタイミングをきめ細かく把握することが可能性となる。

今回SNA統計に新たな四半期情報が加わったことは、データ整備の進展に寄与しただけでなく、制度部門別の経済活動を追う視点の解像度を高める可能性や新たな経済分析手法を創出する可能性を広げるものであるといえるだろう。



6. むすびに

本稿では、「2024年度（令和6年度）年次推計」における所得支出勘定等について、2020（令和2）年基準改定の改定状況と2024年度の動向を中心に概説した。

今回の基準改定では、改定額がやや大きくなった年度も確認されたが、推計方法の見直しや基礎資料の充実によって、制度部門別の所得、分配構造をより実態に即して精緻に把握することが可能になったと考えており、その結果として、国際基準との整合性が高まったという点においても大きな前進であるといえるだろう。

こうした継続的な見直しは、SNA統計の正確性を高める重要なプロセスであり、経済・金融政策の効果を事後的に検証する際の分析基盤の強化にも寄与すると考える。

また、SNA統計は、一国の経済活動に関する多くの重要指標が内包されている一方で、複雑な勘定体系で構成されているため、利用者にとって必ずしも理解が容易ではない面があり、利用者に対するコミュニケーションの改善は、国際的な議論の中でも課題²⁶に掲げられている。そうした認識の下、国民経済計算部では統計のユーザビリティ向上を目的とした取組の1つとして国民経済計算関連論文の作成を行っている。本稿でも、SNA統計の利活用を一層促進する観点から、SNAの定義や概念の正確性に十分配慮しつつ、一般的な用語も交えながら、分かりやすく解説することに努めた。こうした形での統計利用者とのコミュニケーションがSNA統計の利用方法の開拓や利用機会の拡大につながる一助となることを期待したい。

今後とも、SNA統計の継続的な改善とSNA統計に係る情報提供の充実に取り組んでいきたい。

【参考文献】

- ・ 小野 智康（2026）『家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報（参考系列） 2025年7-9月期速報値ポイント』
- ・ United Nations(UN)他（2025a）『System of National Accounts 2025(Pre edit version)』
- ・ 内閣府（2025b）『国民経済計算の2020年（令和2年）基準改定に向けて』（令和7年11月19日）
- ・ 内閣府（2025c）『国民経済計算における2020年基準改定について』統計委員会国民経済計算体系的整備部会（令和7年7月23日）
- ・ 内閣府（2025d）『令和7年度 年次経済財政報告』
- ・ 内閣府（2024）『制度部門別勘定の更なる整備（四半期系列）について』統計委員会国民経済計算体系的整備部会（令和6年7月17日）
- ・ 由井 謙二（2018）『就業者の労働時間の参考系列公表について－生産性分析に資する労働投入量の計測－』『季刊国民経済計算』第163号
- ・ 内閣府（2011）『F I S I M導入による計数への影響について』

²⁶ UN等(2025a)では、新たに「Chapter 21: Communicating and disseminating macroeconomic statistics」という章が設けられた。